

— 平成25年度税制改正 —

成長による富の創出に向けた税制措置とは！ (その1)

村上 敬子 (むらかみ けいこ)

村上敬子税理士事務所
税理士



平成25年度税制改正大綱では、「①大胆な金融政策、②機動的な財政政策、③民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」によって、これまでの「縮小均衡の分配政策」から、「成長と富の創出の好循環」へと転換させ「強い経済」を取り戻すことに全力で取り組まなければならない」との基本的考え方が明記されています。

その「成長と富の創出の好循環」を実現するための主要項目のトップに「成長による富の創出に向けた税制措置」が挙げられており、(1) 民間投資の喚起による成長力強化、(2) 人材育成・雇用対策、(3) 中小企業対策・農林水産業対策などが具体策として示されています。そして、「特に日本経済再生に向けた緊急経済対策の施策については、その効果が最大限に発揮されるよう、期限を区切り、大胆かつ集中的に税制上の措置を講ずる。」としています。

そこで今月号では、平成25年度税制改正大綱において「成長による富の創出に向けた税制措置」として示される主要項目のうち、法人税関係の「生産等設備投資促進税制」、「所得拡大促進税制」、「研究開発税制」を取り上げます。各改正につきましては、その期限及び適用の時期にご留意ください。

〔質問1〕

創設された「生産等設備投資促進税制」とは、どのような税制措置ですか。

〔回答〕

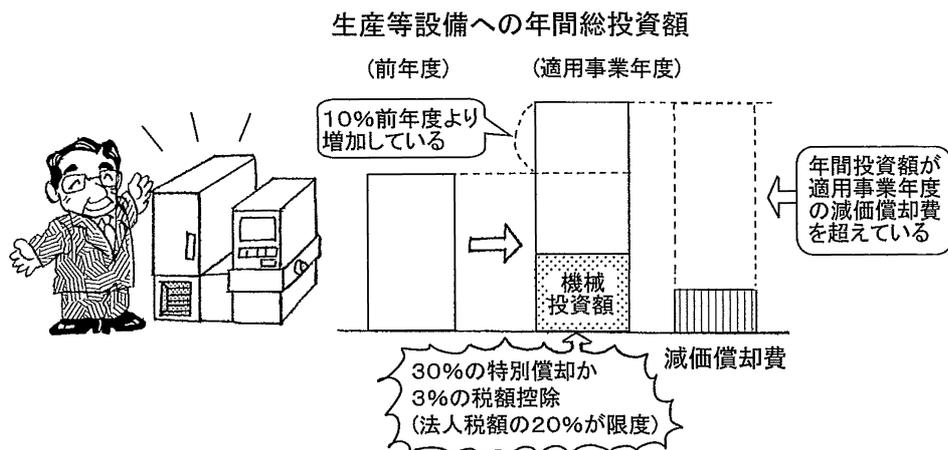
国内の設備投資需要を喚起する観点から、国内設備投資を増加させた法人が新たに国内で取得等した機械・装置について、30%の特別償却又は3%の税額控除の選択適用ができるというものです。

以下の①及び②の要件を満たした場合、新たに国内において取得等をした機械・装置について、

30%の特別償却又は3%の税額控除（法人税額の20%を限度）が認められます。

- ① 国内における生産等設備への年間総投資額が適用事業年度の減価償却費を超えていること
- ② 国内における生産等設備への年間総投資額が前事業年度と比較して10%超増加していること

<注1>生産等資産とは、その法人の製造業その他の事業の用に直接供される一又は二以上の生産等設備を構成する減価償却資産（無形固定資産及び生物を除く）をいいます。



なお、本店、寄宿舍等の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設等は該当しません。

<注2>償却費として損金経理をした金額には、前事業年度の償却超過額等を除き、特別償却準備金として積み立てた金額を含みます。

<注3>上記の規定は、下記に掲げる明細書等の添付が必要となります。

- ① 特別償却の規定については、確定申告書等に機械等の償却限度額の計算に関する明細書
- ② 税額控除の規定については、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、控除の対象となる機械等の取得価額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類

※適用対象年度は平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度です。

〔質問2〕

創設された「所得拡大促進税制」について、その概要を教えてください。

〔回答〕

個人の所得水準を底上げする観点から、給与等支給額を増加させた場合、支給増加額について、10%の税額控除ができるというものです。

以下の①、②及び③の要件を満たした場合、国内雇用者に対する給与等支給増加額について、10%の税額控除（法人税額10%（中小企業等は20%）

を限度）が認められます。

- ① 給与等支給額が基準事業年度の給与等支給額と比較して5%以上増加していること
- ② 給与等支給額が前事業年度の給与等支給額を下回らないこと
- ③ 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を下回らないこと

<注1>雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除制度（雇用促進税制）、復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度、避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除制度との選択適用となります。

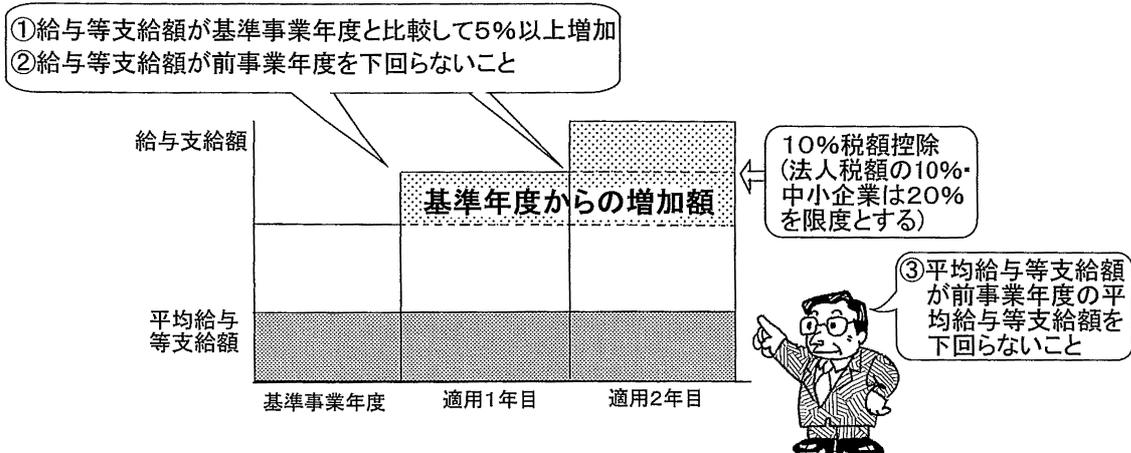
<注2>国内雇用者とは、法人の使用人（法人の役員とその役員の特関係者及び使用人兼務役員を除く）のうち法人の有する国内の事業所に勤務する雇用者（賃金台帳に記載された者）をいいます。

<注3>雇用者給与等支額とは、適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。

<注4>基準雇用者給与等支給額とは、平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度（基準事業年度）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。

<注5>比較雇用者給与等支給額とは、適用年度

所得拡大促進税制



開始の日の前日を含む事業年度（前事業年度）の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。

<注6>平均給与等支給額とは、適用年度の給与等支給額として政令で定める金額（雇用者給与等支給額から日々雇い入れられる者に対する金額を控除した金額）を給与等支給者数として政令で定める数（適用年度における給与等月別支給対象者（日々雇い入れられる者を除く）の数を合計した数）で除して計算した金額をいいます。

<注7>比較平均給与等支給額とは、適用年度に係る比較給与等支給額として政令で定める金額（雇用者給与等支給額から日々雇い入れられる者に対する金額を控除した金額）を比較給与等支給者数として政令で定める数（比較給与等支給者数から日々雇い入れられる者を除く）で除して計算した金額をいいます。この計算は、前年度の数値（給与等支給額）を使用して適用年度と同様の計算を行う規定になっています。

<注8>上記の規定は、確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、控除の対象となる雇用者給与等支給増加額、控除を受ける金額及びその金額の計算に関する明細を記載した書類の添付が必要となります。

※適用対象年度は平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度です。

〔質問3〕

「研究開発税制」について制度の拡充が行われたと聞きましたが、改正の概要を教えてください。

〔回答〕

民間企業の研究開発投資の促進により、成長力・国際競争力を強化しようとする制度です。総額型の控除上限が法人税額の20%（現行）から30%に引き上げられるとともに、控除率12%の特別試験研究費の範囲に、一定の企業間の共同研究等が追加されました。

(1) 税額控除上限額の引き上げ

①試験研究費の総額に係る税額控除制度、②特別試験研究費の額に係る税額控除制度、③繰越税額控除限度超過額に係る税額控除制度、④中小企業技術基盤強化税制、⑤繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除制度について、2年間の時限措置として、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度における税額控除の適用を受けることができる限度額が当期の法人税額の30%（現行20%）に引き上げられました。

※この規定は、平成25年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

<参考：試験研究費の総額に係る特別税額控除制度>

各事業年度の所得の計算上損金の額に算入される試験研究費の額がある場合には、その試験研究費の額に次の試験研究費割合に応じた税額控除割合を乗じて計算した金額が法人税額から控除されます。

- (イ) 試験研究費割合が10%以上……10%
- (ロ) 試験研究費割合が10%未満……8% + 試験研究費割合 × 0.2

今回の改正

$$\text{試験研究費割合} = \frac{\text{当期の試験研究費の額}}{\text{平均売上金額}} \quad (\text{法人税の30\%相当額が限度})$$

<参考：特別試験研究費の増加額又は平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る特別税額控除制度>

上記(1)①から⑤までの特別税額控除制度とは別に、下記の税額控除制度のいずれかの選択適用ができます(上記①から⑤までの特別税額控除制度とは別に、法人税額の10%相当額が限度)。

- (イ) 試験研究費の額が比較試験研究費の額を超え、かつ、基準試験研究費の額を超える場合における特別税額控除【増加型】

試験研究費の額から比較試験研究費の額を控除した残額の5%の税額控除ができます。

- (ロ) 平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る特別税額控除【高水準型】

試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合に、その超える部分の金額に超過税額控除割合を乗じて計算した金額の税額控除ができます。

$$\text{超過税額控除割合} = (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.2$$

(2) 特別試験研究費の範囲の拡大

特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、特別試験研究費の範囲に大学その他の者と共同して行う試験研究及び大学又は中小企業者に委託する試験研究等に係る費用が追加されました。

<改正により追加された特別試験研究>

- ① 特別試験研究機関等、大学等及び支配関係のある法人以外の者と共同して行う契約又は協定

に基づく試験研究

- ② 技術研究組合の組合員が協同して行う事業計画等に基づく試験研究
- ③ 試験研究を行うための拠点を有する一定の中小企業者に委託して行う契約又は協定に基づく試験研究

※この規定は、平成25年4月1日以後に支出する試験研究費の額について適用されます。

